第7期 第31回東温市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月9日(木) 午前9時30分~
- 2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
- 3. 出席委員(17人)
- 4. 欠席委員(2人)
- 5. 議事録署名人の指名について(2人)
- 6. 議案日程

議案第 113 号 農地法第 3 条の許可申請について (6 件) 議案第 114 号 農地法第 5 条第 1 項の許可申請について (2 件)

7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。 ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。3番 〇〇 〇〇 委員、7番 〇〇 〇〇 委員より 欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が 成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

○議長(会長)

皆さん、おはようございます。

まだまだ、寒い日が続いておりますが、辺りを見渡すと麦が伸びてきており、春の兆しがうかがえる時期になってきました。農業委員会を取り巻く状況は厳しいものがございまして、国の政策が大きく転換するなかで、各市町の農業委員会に任されております責任が大きくなってきてまいります。その中で委員の皆さんには小委員会に参加していただいて、東温市のルールを作成する作業をこれから始めなければならないという時期となっております。高齢化が進む中で東温市の農業をどのように守っていくかが委員会に託された大きな課題だと思っております。

本日の議案は8件と少ないですが、慎重に審議いただけたらと思います。

それでは只今から第31回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、2番 $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$ 委員さん、4番 $\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。本日の議案は8件です。まず、議案第113号農地法第3条の許可申請について、6件を議題といたします。1番の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第113号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 さん。土地は、〇〇番〇、田、53㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稲、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は14,031.92㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図4ページをご覧下さい。申請地に隣接する道路は狭く、農業用の機械を入れることができないため、果樹栽培をしておりますが、10数年前から手入れができていない状態となっております。また、後継者もいないことから、申請地横の農地を耕作しております○○さんと売買で話がまとまったとのことです。○○さんは地元でも熱心に農業をされている方ですので特に問題はないと思われます。以上です。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番・3番目の案件につきまして、譲受 人が同一ですので一括して審議いたします。それでは事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 千葉県柏市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、680㎡です。譲受人の耕作状況について申 し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲です。主な農機具の保有状況は、ト ラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、動力噴霧器です。労働力は、本人、妻の常時 2人です。耕作面積は5,450㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、700㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物以下同じです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図5ページをご覧下さい。場所は〇〇の南側になります。〇〇さんと 〇〇さんは農地を相続し取得しましたが、ご自身では耕作ができないため、他の方に耕 作していただいておりました。しかし、耕作していただいていた方も高齢になり耕作で きなくなったとのことから、親戚関係にある〇〇さんと売買で話がまとまったとのこと です。特に問題はないと思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より 説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 財務省 譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、7.43㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は26,384㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図6ージをご覧下さい。場所は〇〇から北に上がったところになります。裁判所のほうから土地の相続人が誰もいないとのことで国に名義が変更し、申請地の横を〇〇さんが耕作しておりましたので、財務省と〇〇さんとで売買で話がまとまったとのことです。以前からこの農地についても草刈り等の管理を行ってきたことから。特に問題ないと思われますので、よろしく審議お願いいたします。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

所有者不明の土地があって、裁判所から国に名義変更されたとのことですが、どういった流れでそうなったか教えてください。

○事務局

説明いたします。所有者が亡くなられて、誰も相続人がいなくなったことから、裁判

所が相続財産管理人を選任し、それでも売買人等もいなかったため、国に名義が変更したとのことです。今回の申請地については国も永続的な管理が難しいため、以前から話をしていた〇〇さんと売買で話がまとまったとのことです。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番、6番目の案件につきまして譲受人が同一ですので一括して審議いたします。それでは、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 大阪市淀川区〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、951㎡。外3筆で、計4筆、合計面積3,903㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜、柑橘です。主な農機具の保有状況は、草刈機を所有しており、トラクター、田植機、管理機は地元農家から貸借するとのことです。労働力は、本人の常時1人と増員予定で夫1人、農繁期に臨時雇用2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇 ○さん。土地は、〇〇番〇、田、997㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定3年です。作付作物以下同じです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧 下さい。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年1月26日 10時から○○委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際 して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目 的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまし て、有機農業について関心があり、自ら農業に従事するために土地を探していたところ 売買の話があった。地元の有機農家の方からの助言指導を得ながら農業に従事する。草 刈り機を所有しており、農業に必要な農機具は地元農家から貸借する予定である。1年 を通じて米、いも類、野菜等を有機栽培し、ゆうき生協や即売所への出荷を予定してい るとのことです。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、 該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作 業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間200日程度農業に従事し、増員予定 で夫1人。農繁期には臨時で2人増員予定です。第5号、「下限面積制限」ですが、今回 の申請面積4,900㎡で、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外 の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該 当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を 行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に 関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3

条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図7,8ページをご覧下さい。申請地の南側に〇〇さんの自宅があります。対象の農地に太陽光パネルを設置するとの情報があることを聞きつけて、それなら以前から農業に興味を持っていたこともあって交渉したところ売買で話がまとまりました。〇〇さんは有機農業に興味を持っており、周辺の農業者と相談し、トラブルにならないように農業に従事してほしいとの話をさせていただきました。また、水稲も計画しておりますが、機械がそろってないため、水稲に使用する農機具は地元の農家に貸借し、助言指導を得ながら農業に従事していくとのことです。以上です。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第114号、農地法第5条第1項の 許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第114号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日は欠席でありますので事務局から、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図9ページをご覧下さい。場所は○○の東側にありまして、○○の北

側になります。○○番○に隣接している土地については以前一時転用許可を受けておりまして、今回申請地は土砂を堆積しているところにある盛土材を運んできて、この土地に仮置きするために利用したいとのことで申請が上がってきました。以上です。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より 説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。東温市○○番地○ ○○。 土地は、○○番○、畑、708㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第 2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場。権利内容は所有権移転 です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては令和4年10月7日第27 回委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、担当地区が私となりますので、説明いたします。

地図10ページをご覧下さい。○○には駐車場がなく、2台しか停められないことから、行事をする際に支障をきたしているとのことで、○○さんから農地を譲り受けて駐車場として使用するとのことです。以上です。

○議長(会長)

それでは、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、8件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和5年3月10日となっております。

以上で第31回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。